

県予算（11月補正）における医療機関等への支援金について

1. 医療・社会福祉施設等電気料金高騰対策事業

収入が国が定める公的価格などのため、電気料金等の高騰を価格転嫁できず、影響が出ながらも、懸命に県民の健康・命を守る活動を行う事業者を支援する。

（対象施設）病院、診療所、歯科診療所、助産所、施術所

薬局、高齢者施設、障がい者施設

※公立等設置施設は除く

（支援方法）施設種別・規模に応じて「3万円から120万円の一時金」を支給

2. 第8波と季節性インフルエンザの同時流行を迎え撃つ医療提供体制強化事業

県民の生命と健康を守る医療機関等において、第8波と季節性インフルエンザの同時流行下においても、医療サービス全体の維持・強化を図るため、「感染症対応」や「診療体制の確保」の取り組みに対し支援する。

（対象施設）病院、診療所、歯科診療所、薬局

※公立・公的機関は除く

（支援方法）施設種別・規模に応じて「5万円から300万円の支援金」を支給

○支給金額

種別・規模		① 物価高騰対策	② 医療体制強化	計
無床診療所		8万円	20万円	28万円
有床診療所		15万円	70万円	85万円
病 院	50床未満	20万円	120万円	140万円
	100床未満	60万円	130万円	190万円
	150床未満	100万円	140万円	240万円
	200床未満	100万円	180万円	280万円
	250床未満	120万円	220万円	340万円
	300床未満	120万円	260万円	380万円
	350床未満	120万円	300万円	420万円